会 社 名 株 式 会 社 あかつき本社 代表者名 代表取締役社長 島 根 秀 明 (コード 8737 東証第2部) 問合せ先 取締役グループ財務部長 川中 雅浩 (TEL 03-6821-0606)

(修正) 株主に対する新株予約権(非上場)の無償割当に関するご説明(Q&A)

平成29年4月5日付公表した「株主に対する新株予約権(非上場)の無償割当に関するお知らせ」に関して、同日付で株主に対する新株予約権の無償割当(以下「本件」といいます。)に関するご説明(Q&A)を作成し開示しております。

今般、本件について一部修正がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

<お問合せ窓口>

電話: 03-6821-0606

(平成29年4月5日~平成29年6月18日の間、土・日・祝日

を除く平日9:00~18:00)

電話: 0120-696-242 (本件専用) (平成29年6月19日~平成30年3月20日の間、

土・日・祝日を除く平日 9:00~18:00)

(修正前)

Q1 - 8	A1 - 8
新株予約権無償割当による当社	権利落ち日は平成29年5月18日(木)であり、当社普通株式の株価に、権利落ちが反映される見込みです。
普通株式の権利落ちの概要を教	
えて欲しい。	

(修正後)

Q1 - 8	A1 - 8		
新株予約権無償割当による当社	権利落ち日は平成29年5月18日(木)でありますが、本新株予約権は非上場新株予約権であるため、東京		
普通株式の権利落ちの概要を教	証券取引所では、「呼値の制限値幅に関する規則」の規定により権利落ちによる制限値幅に関する基準値		
えて欲しい。	段の調整は行われません。一方で、当社普通株式の株価は、本新株予約権の発行により潜在株式数が増加		
	するため、希薄化の影響を受ける可能性があります。		

以上

(ご参考) 本件スケジュールについて

項目	日程	備考
本新株予約権の無償割当の 権利付最終買付け日	平成29年5月17日 (水)	本新株予約権の無償割当を受けることを目的として、新規に当社普通株式を取得する場合は、株主確定日の3営業日前の日までに買付けを行っていただく必要があります。
本新株予約権の無償割当の 株主確定日	平成29年5月22日 (月)	株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経る ことなく本新株予約権の無償割当を受けることができます。
本新株予約権の無償割当の 効力発生日	平成29年6月19日 (月)	無償割当を受けた新株予約権について、実際に権利行使が可能となります。
新株予約権割当通知書の ①送付予定日 ②到着予定日	①平成29年6月19日(月)頃 ②平成29年6月20日(火)頃	各株主様のお取引先の証券会社等に登録しております住所を送付先として、本 新株予約権に係る株主割当通知書等が送付されます。なお、本新株予約権の無 償割当は、当該通知の到達前に行われます。
新株予約権に係る権利の 行使期間	平成29年6月19日(月)から 平成30年3月20日(火)まで	本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者の皆様につきましては、原則として、遅くとも、平成30年3月20日(火)の営業時間中に、行使に必要な手続きを行っていただく必要がありますのでご注意ください。また、証券会社等によっては行使請求の取次受付期間が異なる場合がありますので、お取引先証券会社等へ直接お問い合わせください。
本新株予約権行使取次停止期間	平成29年9月27日 (水) から 平成29年9月29日 (金) まで	本新株予約権の行使期間中の平成29年9月27日(水)から平成29年9月29日(金)までの間は、振替機関の定める決算期末による本新株予約権行使取次停止期間となっております。 平成29年9月末での株主の権利を得るための行使請求受付期間及び行使手続につきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

【上記以外のご質問及びお問い合せ先】

株式会社あかつき本社

お問合せ窓口

03-6821-0606(平成29年4月5日~平成29年6月18日の間、土・日・祝日を除く平日9:00~18:00)

0120-696-242 (平成29年6月19日~平成30年3月20日の間、土・日・祝日を除く平日9:00~18:00) (本件専用)

【ご注意】

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、平成29年4月5日付で公表した「株主に対する新株予約権(非上場)の無償割当に関するお知らせ」並びに平成29年4月5日付提出の本新株予約権に関する有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(URL: http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)を熟読された上で、株主又は投資家の皆様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

以上